

ちょびつとサポーター養成講座を開催

令和2年11月18日(水)〜12月15日(火)の合計5日間、神戸町社会福祉協議会において、「ちょびつとサポーター養成講座」を開催しました。

ちょびつとサポーターとは、高齢者の方にとつてままならない「ちょつとした」作業（例：食料品・日用品の買い物や身の回りの掃除等）をお引き受けし、暮らしのお手伝いをするサポーターさんです。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より募集人数を減らしたり、講座期間も短縮するなどの対策をしながら開催しました。5日間という講座にも関わらず、5名の方が受講されました。高齢者や認知症、障がいの理解等について実技を交えながら学ぶことができました。言葉を使わずに表現することの難しさ、車椅子の操作方法などを実際に体験しました。

講座最終日に修了式及びオリエンテーションを行い、全講座修了者に修了証を交付しました。

今後ちょびつとサポーターの一員として、地域で活躍していただけることを期待しています。



▶ アイマスク体験



▶ 車いすの操作方法



▶ 認知症の理解



▲ 修了証の交付

地域で安心して暮らせるよう支援します 日常生活自立支援事業

高齢の方や障がいの方のなかには、例えば、どんな福祉サービスがあって、その利用方法がわからない、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、大切な書類の保管場所を忘れてしまうなど、様々な不安を持たれる方もおみえです。

日常生活自立支援事業は、こうした方々が、住み慣れた地域のなかで安心して暮らせるよう、社会福祉協議会がお手伝いします。

書類等預かりサービス

- お預かりできる書類等
- ・ 年金証書
 - ・ 預貯金通帳(残高50万円まで)
 - ・ 証書(保険証書、契約書など)
 - ・ 実印、銀行印等

※お預かりした書類等は貸金庫において保管します。

利用できるサービス内容



対象外

- ・ 浪費や債務整理
- ・ 身体的な事情のみの場合
- ・ 1,000万円を超える預貯金がある場合

福祉サービス利用援助

- 福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供
福祉サービスの利用申込に必要な手続き
福祉サービスの利用料を支払う手続き
福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

日常金銭管理サービス

- 年金および福祉手当の受領に必要な手続き
医療費を支払う手続き
税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
日用品等の代金を支払う手続き

● お問い合わせ

神戸町社会福祉協議会 ☎ 0584-28-0223